

『Quadrante クアドランテ』

編 集 規 定

1. 『Quadrante クアドランテ』は、東京外国語大学海外事情研究所の研究活動の成果を発表するために、同研究所の責任において編集・発行される。尚、著者により異議が申し立てられない限り、本誌掲載の論考は東京外国語大学によって電子化・公開される。
2. 『Quadrante クアドランテ』は、原則として各年度ごとに1号を発刊する。
3. 海外事情研究所は、『Quadrante クアドランテ』の発行のために編集委員会を置く。編集委員会は所長、所長代理、編集幹事および若干の所員より構成される。
4. 編集委員会は、同研究所の所員ならびに研究所の研究活動に積極的に参画した者、および必要に応じて外部の者に寄稿を求めることができる。
5. 『Quadrante クアドランテ』に掲載される論文等については、編集委員会の責任において査読者を選定し査読審査をおこなう。
6. その他編集上の細則については、編集委員会が適宜これを定める。